

令和5年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に関する  
市民意見募集の結果について

「令和5年度京都市食品衛生監視指導計画」（案）に関する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

1 実施期間

令和5年1月31日(火)から3月2日(木)まで

2 市民意見募集リーフレットの閲覧場所

京都市ホームページ上に掲載

3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページの意見募集フォームなど

4 募集結果

15名の方と2団体から32件の意見が得られた。

なお、上記10名の方の構成比と全意見の内訳については次のとおり。

(1) 年齢別件数

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
3	0	0	3	4	2	1	2	15

(2) 居住地等区分別件数

京都市在住	京都市内に通勤・通学	その他	不明	合計
9	3	0	3	15

(3) 項目別（意見数）

項 目	意見数
1 計画全体について	11
2 計画の内容について	13
(1) 一斉監視の実施	7
(2) 食品等の試験検査の実施	0
(3) リスクコミュニケーションの推進	3
(4) その他	3
3 その他御意見	8
合 計	32

## 5 主な御意見と京都市の考え方

### (1) 計画全般について

意見の要旨	京都市の考え方
<p>新型コロナの行動規制も徐々に緩和されてきているなか、市民の食の安全を守っていただき有難く思います。これからも食品取扱い店舗の指導をお願いします。</p>	<p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p>
<p>どんな内容なのか、年間通しのスケジュールでイメージがわかりました。</p>	<p>引き続き、食の安全安心に関する様々な問題に的確に対応するため、観光都市である本市の地域特性や社会情勢を踏まえ、本計画に基づき、飲食店等の施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取組を着実に実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>食の安全は非常に重要であり、府や国と連携して安心安全の食べ物を供給してほしい。</p>	
<p>京都市の安心安全な食べ物を市民や観光客に楽しんでもらえるよう取り組みを進めてほしい。</p>	
<p>業者に監視対策だけされないように、不定期に実施したらいいのかと思います。</p>	
<p>最近、我が国の食の安心安全を揺るがす事案が発生している。様々な視点から対応していただきたい。</p>	
<p>最近大手回転寿司チェーンなどで、客が食の安心安全を揺るがす行為を行っている。京都市の食品衛生監視指導計画では、このような客による行為や大手飲食チェーンの事案にも対応できるものなのか。</p>	<p>食品取扱施設における客からの迷惑行為につきましては、食の安全に悪影響を与える客の行為を施設が未然に防止する対策や管理体制が重要であり、監視では施設の適切な対策や管理について指導することで対応可能です。</p>
<p>食の安心安全条例が施行されてから 10 年以上が経ち、食品衛生の確保や推進に関する基本的な考え方が明確になってきたと思います。</p> <p>「食品衛生」は消費者からは見えにくく、よほど酷くない限り、やってもやっていなくても正直分からない部分でもあるので、おろそかにする事業者も多いと思いますが、そうした事業者には地道に指導するしかないと思いますし、食品衛生について知らない一般消費者にも地道に食品衛生の大切さを啓発していくしかないと思います。</p> <p>計画に目新しさを求める声もあるかもしれませんが、食品衛生は基本に忠実なことが大切かと思えます。ただ、コロナのように予測困難なことはいつ起こるかもわからないため、基本を大切にしつつ、不測の事態にすぐ対応できる柔軟な体制を確保しておくことも重要かと思えます。</p>	<p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>引き続き本計画に基づき、飲食店等の施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取組を着実に実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p> <p>また、食の安全安心の確保のためには行政や食品等事業者だけでなく、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、理解を深めていくことが重要であると考えておりますので、食の安全安心に関する情報発信方法についても改めて検討いたします。</p> <p>緊急を要する事案が発生した場合には、本市医療衛生センターのスケールメリットを活かして柔軟に人員を投入するなど、健康危機事案に対応できる体制を整えています。</p>
<p>計画には、わかりやすくいい内容だとも思いました。一方で、大事なことだと思いますが、そもそも計画まで作らないといけない事業なのですか？法律で策定を義務付けられているのですか？作るのも大変でしょうし、注目、関心もあまり集まらない内容では。無くせるのなら、無くしたほうがいいのかと思います。それぞれの事業は、しっかりと取り組んで。</p>	<p>食品衛生監視指導計画は食品衛生法第 2 4 条に基づき、策定が義務付けられています。</p> <p>そのうえで、昨年度から簡略化を図り、わかりやすさの向上を目指すとともに、策定に係る業務の効率化に努めました。</p> <p>また、夏期・年末一斉取締りやHACCPに沿った衛生管理など、全国的に推進すべき取組については毎年類似する部分はある一方、来年度の計</p>

意見の要旨	京都市の考え方
<p>食品衛生監視指導は重要な業務だと思いますが、一方、毎年、ほぼ同じ内容の計画を策定することについて疑問を感じます。多大な労力をかけて策定するほど内容が伴っているのでしょうか。貴重な税金と人件費を、このような計画策定業務に費やすことに疑問を感じます。</p>	<p>画では「露店・自動車営業重点監視」のように新たに設定された監視もごさいます。 今後も本市食品衛生行政に御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>例年、食品衛生監視指導実施結果を公表されていますが、その内容をどのように評価し、食品衛生監視指導計画に反映させているのでしょうか。計画にそのような記載がないため、PDCAサイクルが見えません。もし、実施結果を評価していない、又は、評価結果を計画に反映させていないということであれば、大変無駄なことだと思います。</p>	<p>食品監視指導計画の内容については、前年度の結果はもちろんですが、食品衛生業務や社会情勢の変化、医療衛生センター・衛生環境研究所からの意見等を反映させた上で、素案を作成し、京都市食の安全安心推進審議会において各委員の方からご意見を頂戴し、策定しております。 今後も本市食品衛生行政に御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>

(2) 計画の内容について

意見の要旨	京都市の考え方
<p>① 一斉監視の実施</p> <p>監視の対象に露店営業が新たに加わったことは、良い点だと思います。京都には神社仏閣が多数あり、催事も多く露店がたくさん出ていますが、固定の店舗に比べて衛生面が心配でした。これを機にしっかり取り組んでいただきたいと思っています。</p> <p>昨年から祇園祭が再開し、その他イベントが多数されるようになりました。新しい取り組みとして露店重点監視をされるのはとてもよいことだと思います。暑い中大変ですが、しっかりやっていただきたいです。</p> <p>観光客も戻ってきているなか、店頭での食品の販売や露店の衛生管理を徹底する指導をお願いします。</p> <p>年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導されることに賛成します。ただし、どの時期にどのような検査や啓発をされるのか広報（ホームページ、市民新聞、SNS等）を強めていただくとともに、実施された結果について見える化を図っていただくことを要望します。また、近年急増している配達及び持ち帰り弁当の調製・販売を行う事業者への監視指導に加え、令和4年10月から府市間での営業許可の乗入れ運用を開始した自動車及び露店営業について重点的な監視もお願いします。</p> <p>一斉監視についてももしっかり実施すべきである。</p> <p>京都市が食中毒のない街になるよう、お店のご</p>	<p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>昨年10月から府市間で営業許可の乗入れ運用を開始したことをきっかけに、露店営業における重点監視の実施を予定しております。京都市内では、祭事が多数開催されていますが、屋外における食品の調理行為は、食中毒の発生や異物混入のリスクが高まるため、食品の取扱いについて確認し、不適切事項があれば徹底的に指導を行うとともに、食中毒予防に係る啓発を行います。</p> <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>年間を通じ食品取扱施設への監視等、計画に基づく取組を着実に実施し、食中毒の発生の未然防止に努めてまいります。</p> <p>検査や啓発の時期について、定期的にSNS等で情報発信を行うことを検討いたしますが、監視指導の取組内容につきましては、監視指導結果として翌年度の6月末までに公表しております。</p> <p>また、今回の計画で新たに実施する「露店・自動車営業重点監視」においては、固定店舗ではない施設で食品の調理を行うことから、食中毒の発生や異物混入のリスクが懸念されるため、衛生的な食品取扱いが行われているか確認し、必要に応じて指導を行ってまいります。</p>

<p>指導よろしくお願いたします。 お疲れ様です。いちごっこかもしれませんが、頑張ってください！</p>	
<p>② 食品等の試験検査の実施</p>	
<p>③ リスクコミュニケーションの推進</p>	
<p>食中毒事例が多い若年層を中心に鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発されることや冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに「手洗いチェッカー」を学習会等で啓発を行うこと、またSNS、動画配信サイト等様々な媒体を活用し、情報発信を行うことに賛成です。市民向け（特に若年層）と食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施していただくことを要望します。</p>	<p>本市食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。 食の安全安心確保のためには、行政や食品等事業者だけでなく、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが必要であると考えております。 そのため、本市では、リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、手洗いチェッカーを用いた「体験型手洗い講習会」のような参加者が体験学習を通じ、相互に意見を発言し合う「参加型」のリスクコミュニケーション事業を推進しています。</p>
<p>リスクコミュニケーションの欄、広報や啓発に期待しています。もっと、多くの人に、食の安全なことが伝わるといいと思います。検査結果や事例なんかは、もっと広く伝わったら、みんな安全について実感湧くのではないのでしょうか。</p>	<p>また、より多くの方に食の安全安心に係る情報を確認いただけるよう効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
<p>カンピロバクターによる食中毒は、年間を通して発生していると思うので、施設の監視と併せて大学生等へのリスクコミュニケーション時に危険性を周知していただき、消費者への情報提供も行っていただきたいと思います。</p>	<p>全国的にみてもカンピロバクター食中毒は依然として上位を占め、患者は若年層に多くみられます。来年度も「大学のまち・学生のまち京都」の特色を踏まえ大学と連携し、講義の一部に食の安全安心に係る内容を組み込む予定ですので、引き続き若年層への食中毒予防啓発を行ってまいります。</p>
<p>④ その他</p>	
<p>医療機関や市民、食品等事業者から食中毒が疑われる届出があった場合等、直ちに患者及び関係施設に対して必要な調査及び検査を実施し、迅速な原因究明と危害の拡大防止を図ることや複数の自治体が関係する広域的な食中毒等の事案が発生した場合には、「広域連携協議会」において厚生労働省及び関係自治体と連携し、効果的な調査や指導されることに賛成します。</p>	<p>本市食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。 本市では、健康危機事案発生時において、全市で一つの拠点に集約化した医療衛生センターのスケールメリットを活かした、迅速かつ柔軟な対応を行うとともに、複数自治体が関連する広域的な事案についても、国や関係自治体と連携し、適切に対応してまいります。</p>
<p>原則として全ての食品等事業者は、施設内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。HACCPに沿った衛生管理で求められる衛生管理計画の策定と計画に基づく衛生管理の実施、実施状況の記録と保存状況や振り返り状況を確認するとともに必要な助言・指導を行うとうたわれています。取り組みの内容が事業者同士はもちろんのこと、消費者にも見える形で実施されることを要望します。</p>	<p>HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月1日から義務化されたことに伴い、引き続き実施状況の確認に焦点を当てて監視指導を実施してまいります。また本市ホームページにおいても導入に向けた講習会の動画や資料等を掲載するとともに、監視指導時における対面での説明等、必要な助言指導を継続してまいります。 食品等事業者ごとに取り組み内容が異なりますが、特に参考になる取り組みや指導状況につきましては、講習会等の機会を利用してご紹介でき</p>
<p>近年増えてきたキッチンカーなどにも対応</p>	

<p>し、今年度から「露店・自動車営業重点監視」も計画に追加されたことを評価します。なお、露店・自動車営業に関してもHACCPの運用がなされていることを市民の目からもわかるように掲示するなど積極的な案内に努めるよう働きかけを強めてください。</p>	<p>ればと考えております。また、監視指導の取組概要については監視指導結果として翌年度の6月末までに公表しております。</p>
--	---

(3) その他御意見

意見の要旨	京都市の考え方
<p>80代の年寄りですが、こんな計画があるとは知らず、日本の食品やお店は安全だと盲目的に信じていました。これからも安心して食を楽しめるようにこの計画を実行してってください。</p>	<p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。本計画に基づき、飲食店等の施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取組を確実に実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>みんなの安心、安全のため、頑張ってください。</p>	
<p>頑張ってください。</p>	
<p>食品衛生監視指導計画について、毎年度パブリックコメントを実施されていることに敬意を表します。市民の意見を聴こうとする姿勢が伝わってきます。北陸新幹線や財政再建などの問題についても市民の声をしっかりと聴く姿勢になってほしいと思います。</p>	<p>食品衛生監視指導計画の策定に係る市民意見募集に御理解いただきありがとうございます。市民の皆様が安心できる食生活を確保するために、皆様のお声を聞くことが重要だと考えています。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症への対応で、マスク着用や手洗いなどの習慣が定着していましたが、新型コロナウイルスへの対応が求められなくなってきたときに、手洗いなどの習慣が希薄になり、ノロウイルス等の感染症のリスクが上がるのではと推測されます。手洗いの重要性の啓発を強めてください。</p> <p>例えば、大規模な祭りやイベントが今後再開されると仮定して、飲食の露店の中に「手洗いチェックブース」を出店することで市民が手洗いに関心を持ち、意識の向上につながると考えます。京都市の積極的な取り組みに期待します。</p>	<p>食中毒及び感染症予防対策で最も重要で基本的なことは衛生的な手洗いを行うことですので、手洗いの重要性について、食品等事業者のみならず、市民の皆様へも引き続き周知を行い、特に、本市で食中毒予防の啓発活動を行う際には、手洗いの重要性が体験できるような工夫を検討いたします。</p> <p>また、令和4年10月から乗入れを開始した露店営業についても、お祭りの主催者等に協力いただきながら、出店者に対し食中毒予防の啓発を行ってまいります。</p>
<p>業者が保健所対策だけして実態、意識が変わらないのならやり方を変えてみるべきかと。</p>	<p>施設の実態や実状に応じて、適宜監視指導の方法を模索してまいります。</p>
<p>毎年、ほぼ同じ内容の計画を策定され、その都度、市民意見募集を行っているようですが、市民意見も似たり寄ったりで、かつ、その意見がどのように後年度の計画に反映されたかも分かりません。なぜ市民意見募集を行っているのでしょうか。条例に定めがあるなら致し方なくということであれば本末転倒です。自らの業務が目的を達成する手段として本当にふさわしいのか改めて考える必要があるのではないのでしょうか</p>	<p>食の安全安心は、行政による取り組みのみならず、市民や食品等事業者の皆様が役割と責務を果たしてこそ実現できるものです。</p> <p>市民や食品等事業者の皆様の御意見をもとに改善すべき点は修正し、より実効性の高い計画にするためにも、御意見をいただく機会を設けることは非常に重要であると考えます。</p> <p>また、食品衛生法第70条第2項においても、食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、広く住民の意見を求めなければならないとされています。</p>

意見の要旨	京都市の考え方
<p>広域連携協議会との連携、特に京都府と京都市が緊密に連携をし、共に成果をだされることを期待します。</p>	<p>京都府を含め、他自治体が関連する広域的な食中毒事案が発生した場合には、必要に応じて「広域連携協議会」を活用し、国や関係自治体と連携して、適切に対応してまいります。</p>